

議案第48号

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年6月2日提出

加西市長 中川暢三

加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第19条中「法第321条の8第27項及び第28項」を「法第321条の8第22項及び第23項」に改め、同条第2号中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に改める。

第31条第3項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に、「、同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号」を「又は同項第4号」に改める。

第36条の3の次に次の2条を加える。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

（1）当該給与支払者の氏名又は名称

（2）扶養親族の氏名

（3）その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法

その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。

5 前項の規定のある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供するこ

できる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第48条第1項中「、第5項、第24項、第27項及び第28項」を「、第19項、第22項及び第23項」に、「、第5項、第24項及び第28項」を「、第19項及び第23項」に、「同条第27項」を「、同条第22項」に改め、同条第2項中「法第321条の8第29項」を「法第321条の8第24項」に改め、同条第3項中「法第321条の8第27項」を「法第321条の8第22項」に、「同条第26項」を「同条第21項」に、「本項」を「この項」に、「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に改め、同条第4項中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に、「法第321条の8第28項」を「法第321条の8第23項」に改める。

第50条第2項中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に、「、第4項又は第5項」を「又は第4項」に改め、同条第3項中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「本項」を「この項」に改める。

第54条第6項中「、地方開発事業団」を削り、同条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の11」に改める。

第95条中「3,298円」を「4,618円」に改める。

附則第18条の2中「1,564円」を「2,190円」に改める。

附則第20条の4を次のように改める。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第20条の4 市民税の所得割の納稅義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が二以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の3の次に2条を加える改正規定及び第54条第7項の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成23年1月1日
- (2) 附則第20条の4の改正規定及び次条第5項の規定 平成25年1月1日
- (3) 第54条第6項の改正規定 地方自治法の一部を改正する法律（平成22年法律第号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第36条の3の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。
- 4 平成23年中に新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載

した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法第 203 条の 5 第 1 項の規定による申告書（同条第 2 項の規定により提出した同条第 1 項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

5 新条例附則第 20 条の 4 の規定は、平成 25 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第 19 条、第 31 条、第 48 条（同条第 6 項を除く。）及び第 50 条の規定は、平成 22 年 10 月 1 日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 3 条 平成 22 年 10 月 1 日（次項及び第 3 項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 465 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第 92 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第 6 項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）附則第 39 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなさ

れる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

- (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000 本につき 1,320 円
- (2) 新条例附則第 18 条の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこ 1,000 本につき 626 円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 27 号）別記第 2 号様式による申告書を指定日から起算して 1 月以内に市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 23 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。第 6 項において「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によつて納付しなければならない。

5 第 2 項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 19 条、第 94 条第 2 項、第 98 条第 4 項及び第 5 項並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、新条例第 19 条中「第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、」とあるのは「加西市税条例の一部を改正する条例（平成 22 年加西市条例第 1 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 22 年改正条例」という。）附則第 3 条第 4 項、」と、同条第 2 号及び第 3 号中「第 98 条第 1 項若しくは第 2 項」とあるのは「平成 22 年改正条例附則第 3 条第 3 項」と、新条例第 94 条第 2 項中「前項」とあるのは「平成 22 年改正条例附則第 3 条第 2 項」と、新条例第 98 条第 4 項中「施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 27 号）別記第 2 号様式」と、同条第 5 項中「第 1 項又は第 2 項」とあるのは「平成 22 年改正条例附則第 3 条第 4 項」と、新条例第 101 条第 2 項中「第 98 条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「平成 22 年改正条例附則第 3 条第 4 項」と読み替えるものとする。

6 御売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 2 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 99 条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該御売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該御売販売業者等に還付する。この場合において、当該御売販売業者等が新条例第 98 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）が平成 22 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を改正するもの。

【改正要旨】

市民税関係

1. 生命保険料控除の改組（平成 25 年度から適用）（法 314 条の 2 改正関係、条例改正箇所なし）

生命保険料控除を改組し、次のアからウまでによる各保険料控除の合計適用限度額を 7 万円とする。

ア 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等（以下「新契約」という。）に係る控除

- ① 介護医療保険契約に係る支払保険料等について、介護医療保険料控除（適用限度額 28,000 円）を設ける。
- ② 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ 28,000 円とする。

- ③ ①及び②の各保険料控除の控除額の計算は次のとおり

年間の支払保険料等	控除額
12,000 円以下	支払保険料等の全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 2 + 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 4 + 14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

- ④ 主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用

イ 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等（以下「旧契約」という。）に係る控除

一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の控除額の計算は次のとおり
これらの控除の適用限度額は、それぞれ 35,000 円とする。

年間の支払保険料等	控除額
15,000 円以下	支払保険料等の全額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 2 + 7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 4 + 17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

ウ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額

ア②及びイにかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（適用限度額 28,000 円）

- ① 新契約の支払保険料等につき、ア③の計算式により計算した金額
② 旧契約の支払保険料等につき、イの計算式により計算した金額

2. 人的控除の見直し（平成 24 年度から適用）（法 314 条の 2 改正関係、条例改正箇所なし）

- ①扶養親族のうち、年齢 16 歳未満の者に対する扶養控除を廃止する。
- ②特定扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（12 万円）を廃止、扶養控除の額を 33 万円とする。
- ③市民税の所得割の納稅義務者の控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合において、配偶者控除又は扶養控除の額に 23 万円を加算する措置について、特別障害者に対する障害者控除の額に 23 万円を加算する措置に改める。

3. 2 の人的控除の見直しに伴う所要の措置

- ① 調整控除について、2 の改正に伴う所要の措置を講じる。
- ② 住民税の非課税限度額制度等に活用するため、年少扶養控除の廃止等の後も市が扶養親族に関する事項を把握できるよう、15 歳以下の扶養親族に関する情報を、「扶養親族申告書」に記入し、給与等の支払者又は公的年金等の支払者を経由して市長に提出することとする。（第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 関係）

4. 平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の本則税率化（市民税 3%、県民税 2%）にあわせて、平成 24 年から平成 26 年までの間に金融商品取引業者等の営業所の長を経由して税務署長に届け出た口座（以下「非課税口座」という。）内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得について当該非課税口座を開設した日の属する年の 1 月 1 日から 10 年以内に限り、非課税とする。（附則第 20 条の 4 関係）

市たばこ税関係

- 1. 市たばこ税の税率を、平成 22 年 10 月 1 日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000 本につき 3,298 円を 4,618 円とし、1,320 円引き上げる。（95 条関係）
- 2. 旧三級品の紙巻たばこに係る市たばこ税の税率を、平成 22 年 10 月 1 日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000 本につき 1,564 円を 2,190 円とし、626 円引き上げる。（附則第 18 条の 2 関係）
- 3. 平成 22 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行う。（施行附則第 3 条関係）

その他

地方税法等の改正に伴い、引用する条文に条ずれが発生したもの又は文言の削除があったものについて、所要の改正を行う。（第 19 条、第 31 条、第 48 条、第 50 条、第 54 条関係）